

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	委託担当 こども青少年局放課後児童育成課 担当者名 香川 電話 045-671-4068
----------	---------	-----	---

## 設 計 書

1 委 託 名 令和8年度放課後キッズクラブのエアコン清掃業務委託（南部）

2 履 行 場 所 岡村小学校放課後キッズクラブ他14クラブ（別紙参照）

3 履行期間  期間 契約締結日から令和8年12月26日 まで  
 又は期限  期限 令和 年 月 日 まで

4 契約区分  確定契約  概算契約

5 その他特約事項 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

6 現 場 説 明  不要  
 要（ 月 日 時 分 場所 ）

7 委 託 概 要  
別添「仕様書」のとおり  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

8 部 分 払

す る ( 回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

委 託 代 金 額

¥ \_\_\_\_\_

内 訳 業 務 価 格

¥ \_\_\_\_\_

消費税及び地方消費税相当額

¥ \_\_\_\_\_



## 仕様書

### 1 件名

令和8年度放課後キッズクラブのエアコン清掃業務委託（南部）

### 2 委託概要

横浜市の放課後キッズクラブが専有している活動場所にあるエアコンについて、分解清掃を行う。それに伴い、清掃可能なエアコン（※1）であるかの事前調査も行う。

※1 設置年数が10年以上のエアコン、GHPエアコンは清掃不可能なエアコンと判断する。

### 3 委託内容

(1) エアコンの清掃可否について、現地調査を行う。設置年数が10年以上のエアコン及びGHPエアコンを除くエアコンを、清掃可能なエアコンと判断すること。

また、清掃対象外のエアコンについては、対象の放課後キッズクラブに説明をし、横浜市に対しても報告を行うこと。

(2) 現地調査後または別日に、エアコンの分解清掃を行う。ただし、室内機のみ清掃し、室外機の清掃は行わない。

※2 清掃を行うエアコン数について、設計書内訳内の数と別紙に記載の数が異なる場合がある。現地調査にて清掃可能と判断したエアコンの数を対応台数の正とすること。

(3) 清掃後、該当エアコンが正常に機能しているかを確認すること。

(4) (3)の確認時に正常に機能しなかった場合、または対応時に部品の破損が生じた場合には、受託者の責において修理すること。

(5) 事前調査と清掃を行う日程について、放課後キッズクラブに対して事前に調整を行う。（※3）

※3 連絡先については、契約後に放課後児童育成課より提供する。

### 4 履行期間

契約締結日から令和8年12月26日

ただし下記の優先クラブについては、令和8年7月31日までに調査・清掃全ての履行を完了すること。

#### 【優先クラブ】

岡村小学校放課後キッズクラブ

西金沢学園放課後キッズクラブ

瀬ヶ崎小学校放課後キッズクラブ

並木第四小学校放課後キッズクラブ  
並木中央小学校放課後キッズクラブ  
能見台小学校放課後キッズクラブ  
港南台第三小学校放課後キッズクラブ  
日下小学校放課後キッズクラブ  
下野庭小学校放課後キッズクラブ  
吉原小学校放課後キッズクラブ  
小菅ヶ谷小学校キッズクラブ

## 5 履行場所

別紙のとおり (※4)

※4 校内の教室配置図については、契約後に放課後児童育成課より提供する。

## 6 提出書類

7月31日までに業務完了する優先クラブ（11クラブ）については、市が指定する様式の完了報告書（写真付き）を用いて、部分完了報告として8月31日までに放課後児童育成課まで提出すること。

全ての対象クラブに対して業務完了後、すみやかに市が指定する様式の完了報告書（写真付き、部分完了報告の分も含める）をこども青少年局放課後児童育成課まで提出すること。

## 7 その他

- (1) 本仕様書に記載されていない事項については、横浜市が定める委託契約約款に従うこと。
- (2) 受託者は、業務に先立ち、スケジュール管理等、クラブや横浜市と十分に事前協議を重ねること。
- (3) 本業務にあたって知り得た情報を外部に漏らさないこと。
- (4) 当該業務にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (5) 本仕様書及び委託契約約款で定めるもののほか、疑義が生じる事項については、委託者及び受託者で協議をして決定するものとする。

## 6 添付資料

別紙「対象クラブ一覧（南部）」

完了報告書様式

クラブ名	区	住所	業務用台数	家庭用台数	合計（業務+家庭）
岡村小学校放課後キッズクラブ	磯子区	岡村4-7-1	2	0	2
根岸小学校放課後キッズクラブ	磯子区	西町2-4-6	0	4	4
小菅ヶ谷小学校放課後キッズクラブ	栄区	本郷台4丁目31-1	1	1	2
西金沢学園放課後キッズクラブ	金沢区	釜利谷西4-19-1	2	0	2
瀬ヶ崎小学校放課後キッズクラブ	金沢区	六浦東3-2-1	2	0	2
並木第四小学校放課後キッズクラブ	金沢区	並木3-10-1	2	2	4
並木中央小学校放課後キッズクラブ	金沢区	並木1-25-1	4	0	4
能見台南小学校放課後キッズクラブ	金沢区	能見台6-3-1	0	3	3
能見台小学校放課後キッズクラブ	金沢区	能見台3-32-1	2	1	3
港南台第三小学校放課後キッズクラブ	港南区	港南台2-14-1	3	2	5
日下小学校放課後キッズクラブ	港南区	笹下3-9-1	2	0	2
下野庭小学校放課後キッズクラブ	港南区	野庭町602	4	0	4
吉原小学校放課後キッズクラブ	港南区	日野2-20-40	2	0	2
下永谷小学校放課後キッズクラブ	港南区	東永谷1-36-1	0	5	5
港南台第一小学校放課後キッズクラブ	港南区	港南台6-7-1	0	4	4
全体合計			26	22	48